

質問回答書

令和7年7月16日

安中市立小中学校印刷環境更新賃貸借公募型プロポーザルに関して提出のあった質問書に対し、次のとおり回答します。

番号	該当資料名・該当箇所	質問事項	回答内容
1	プレゼンテーション実施要領 「2.実施概要 (6)」	今後のアフターメンテナンスを考慮しますと、プレゼンテーションは参加資格保有者が主体とし、補足説明が必要な場合メーカーが行う事が望ましいかと存じますがいかがでしょうか。	質問事項に記載の方法で可。 ただし、メーカー等協力事業者が同席・補足説明する場合、当該メーカーや提案機器の製品名がわからないよう配慮してください。
2	仕様書 別紙1 機器仕様書 「1. 機器Aの条件 (3)⑤」及び 「2. 機器Bの条件 (3)④」	オフセット排紙機能が記載されておりますので、使用想定している用紙において正常に機能するのか検証するため課題デモに含めるべきかと存じます。	プレゼンテーション実施要領「3.実施方法(3)⑪」に記載する「学校現場で想定される使用方法について、一通り実演すること。」に含めて実演してください。
3	仕様書 別紙1 機器仕様書 「1. 機器Aの条件 (13)」	「新造機若しくは製造メーカーにより整備された正規のリース機であること」とありますが、製造メーカーより整備されたことを証明するエビデンスの書類は必要でしょうか。	証明書類があれば提案書と合わせて提出してください。
4	仕様書 別紙1 機器仕様書 「1. 機器Aの条件 (3)⑤」及び 「2. 機器Bの条件 (3)④」	オフセット排紙機能とありますが、提案予定機器ではシフト排紙という出力物を1部ずつずらして排紙する機能ですが、仕様上問題ないでしょうか。	本件における「オフセット排紙機能」とは、特定メーカーの機能の固有名称を指すものではなく、複数部数印刷する際に用紙の排出位置をずらして排紙する機能を意味します。 したがって、ご質問にある「シフト排紙」の機能で問題ありません。
5	仕様書 別紙1 機器仕様書 「2. 機器Bの条件 (3)④」	オフセット排紙機能とありますが、機器Bはフィニッシャーが入った仕様ではないですが、必要でしょうか。もし機能が必要な場合、用紙を縦横交互に排紙する縦横シフト機能、又は、出力物を1部ずつずらすシフト排紙で大丈夫でしょうか。	「シフト排紙」の機能で問題ありません。
6	仕様書 別紙1 機器仕様書 「3. 機器Cの条件 (5)」	連続プリント速度は最速片面35枚/分印刷できる機器でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
7	仕様書 「10. 保守サービス等 (7)②」	自動検知等の方法により残量を把握と記載がありますが、印刷機器類は外部へ出ることの出来るネットワーク内で使用するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	仕様書 「11. 搬入・設置・設定 (1)②」	既存印刷機器を撤去する際は設定をリセットすること、とありますが、リセットに必要な情報等 (IDやパスワード等) は教えていただけますか。また、撤去機器の所有権は安中市に所属するものでしょうか。	撤去対象となる既存印刷機器の設定をリセットするために必要な情報は、契約締結後にお伝えします。 また、撤去対象機器は所有権が本市に帰属する機器のみとなります。 なお、撤去対象機器の選定・決定は、事前協議時に行います。
9	仕様書 別紙1 機器仕様書 「3. 機器Cの条件 (1)」	機器Cのプリンターは、カラープリンターでよろしいでしょうか。	カラー・モノクロのいずれも可とします。
10	仕様書 別紙1 機器仕様書 別紙2 設置校及び数量等	提案機器にFAXの仕様は含まず、各校のFAX機は残す認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、既存FAX機を統合・削減するような機器の提案を妨げるものではありません。
11	プレゼンテーション実施要領 「2.実施概要 (2)」	機器の持ち込み・設置が8月20日 (水) ですが、設置された提案機器は他社の目に触れたり、手を触れることができない環境へ設置可能でしょうか。	設置場所は提案者ごとに仕切りを設け、他社の目に触れたり、手を触れることができないよう配慮いたします。設置時間も提案者ごとに分け、複数の提案者が同時時間帯に作業することのないようにいたします。
12	仕様書 「13. その他⑥」	納入後、賃貸借開始までに試行印刷の記載がありますが、実際の運用 (使用) は契約の賃貸借期間からでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 なお、記載の「試行印刷」とは、設置時のテスト印刷や事前の使用方法を教示する際の印刷等を想定しています。
13	仕様書 「8. 見積額⑤※3」	最終年度については8か月分と記載がありますが、9か月分ではないでしょうか。 (募集要領「5.提案上限金額」には9か月となっているため)	ご指摘のとおり、9か月分となります。該当箇所を修正しホームページに掲載いたしました。
		以下余白	

※ 本質問及び回答の内容は、質問者の特定ができないよう一部を修正しています。